

○市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則

平成20年5月1日

組合規則第8号

改正 平成24年8月7日規則第1号

平成25年5月27日規則第3号

平成27年7月16日規則第6号

平成28年2月15日規則第4号

平成28年7月25日規則第10号

平成29年3月31日規則第4号

令和元年5月9日規則第2号

令和2年12月21日規則第9号

令和4年10月3日規則第5号

市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則（平成15年茨城県市町村総合事務組合規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第25号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、公務上の災害を受けた非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長、水防団員（以下「被災団員」という。）及びその遺族の福祉に関して必要な事業（以下「福祉事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉事業の種類）

第2条 茨城県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）は、条例第3条の2第1項に規定する次の福祉事業を行う。

- (1) 外科後処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) アフターケアに関する事業
- (5) 休業援護金の支給
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給
- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給

- (12) 障害特別援護金の支給
 - (13) 遺族特別援護金の支給
 - (14) 傷病特別給付金の支給
 - (15) 障害特別給付金の支給
 - (16) 遺族特別給付金の支給
 - (17) 障害差額特別給付金の支給
 - (18) 長期家族介護者援護金の支給
- (外科後処置に関する事業)

第3条 組合は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「総務省令」という。）別表第2に定める程度の障害（同表に定める各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各障害等級の障害に相当するものを含む。次条、第5条及び第7条において同じ。）が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置若しくは醜状軽減のための処置が必要であると認められる者又はこれらの処置以外の処置が特に必要であると組合が認める者に対し、外科後処置として、組合の認める施設において、必要な処置を行い、又はその処置に必要な費用を支給する。

2 前項に規定する外科後処置の範囲は、次に掲げるものであって、外科後処置上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

3 第1項に規定する外科後処置が入院等を伴うものである場合には、その入院等の期間1日につき850円の日当を支給する。

4 第1項に規定する外科後処置の費用の額は、前項の規定によるものを除き、療養に要する費用の範囲内とする。

(補装具に関する事業)

第4条 組合は、総務省令別表第2に定める程度の障害が存する者のうち、補装具を必要とする者に対し、次項に定める補装具を支給し、又はその費用を支給する。

2 前項に規定する補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車椅子、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器その他組合が必要と認める補装具とする。

3 前項に掲げる補装具を支給する場合には、次に定めるところによる。

- (1) 義肢は、四肢又は手指若しくは足指の一部又は全部を失った者に対し、1 障害部位につき 2 本を支給する。
 - (2) 装具は、四肢の一部若しくは全部の用を廃した者又は体幹の機能に障害を残す者に対し、1 障害部位につき 2 個（体幹装具については 1 個）を支給する。
 - (3) 義眼は、1 眼又は両眼を失明した者に対し、失明した 1 眼につき 1 個を支給する。
 - (4) 眼鏡は、1 眼若しくは両眼のきょう正視力が 0.6 以下になった者又はしゅう明、昼盲等の障害を残す者に対し、1 個（必要と認める場合は 2 個）を支給する。
 - (5) 補聴器は、1 耳又は両耳の聴力が 40 センチメートル以上離れては普通の話声を解することができない者に対し、1 個を支給する。
 - (6) 人工こう頭は、言語の機能を廃した者に対し、1 個を支給する。
 - (7) 車椅子は、両下肢を失い、又はその用を全廃した者で義肢又は装具の使用を不相当とするものに対し、1 台を支給する。
 - (8) 収尿器は、排尿の機能に障害を残す者に対し、2 個を支給する。
 - (9) 歩行補助つえは、歩行の機能に障害を残す者に対し、1 本又は 1 組を支給する。
 - (10) 盲人安全つえ又は点字器は、両眼のきょう正視力が 0.1 以下になった者に対し、それぞれ 1 本又は 1 個を支給する。
 - (11) 前各号に掲げる補装具以外の補装具は、組合が必要と認める範囲内で支給する。
- 4 前項の規定により支給した補装具が、毀損し、又は適合しなくなった場合には修理を行い、滅失し、又は修理を適当としなくなった場合には再支給を行う。ただし、修理又は再支給は、その毀損、滅失等が支給を受けた者の故意によって生じた場合は、行わない。
- 5 前 2 項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の額の基準（当該基準に掲げられていない補装具については、現に要した費用）の範囲内とする。
- 6 義肢の製作のために要する医師の採型指導料は、前項の額に加えて支給するものとし、その額は療養に要する費用の範囲内とする。
- 7 補装具の支給、修理又は再支給を受けるために旅行する場合は、第 6 条の規定により算定した額を旅行費として支給する。
- （リハビリテーションに関する事業）
- 第 5 条 組合は、総務省令別表第 2 に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対し、リハビリテーションとして、組合が認める施設において、組合が必要と認める措置を行い、又はその措置に必要な費用を支給する。
- 2 前項に規定するリハビリテーションの範囲は、機能訓練、職業訓練その他相当と認められる

訓練とする。

3 第1項に規定するリハビリテーションの費用は、訓練指導料、宿泊料、食事料等必要な経費とし、その額は実費とする。

4 リハビリテーションを受けるために旅行する場合は、次条の規定により算定した額を旅行費として支給する。

(旅行費)

第6条 第4条第7項及び前条第4項の規定により支給する旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、職員の旅費に関する条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第15号）の規定により役付以外の6級以下の職務にある者が受けることとなる額の範囲内において実費とする。

(アフターケアに関する事業)

第7条 組合は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者で総務省令別表第2に定める程度の障害が存するものその他組合が認める者に対し、アフターケアとして、組合の認める施設において必要な処置を行い、又はその処置に必要な費用を支給する。

2 前項に規定するアフターケアの範囲は、第3条第2項各号に掲げる処置のうち、アフターケアの実施上相当と認められるものとする。

3 第1項に規定するアフターケアの費用の額は、療養に要する範囲内とする。

(休業援護金の支給)

第8条 休業援護金は、休業補償を受ける者その他組合が認める者に対して、1日につき補償基礎額の100分の20を超えない範囲内で支給する。

(在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業)

第9条 組合は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、現に居宅において介護を受けている者であって、組合が認める範囲内で、組合が認める事業者において介護人を派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜（以下「介護等」という。）を供与し、又はその供与に必要な費用を支給する。ただし、介護等の供与を受け、又はその供与に必要な費用の支給を受ける者は、組合が認める範囲内で、当該介護等に係る費用の一部を負担するものとする。

(奨学援護金の支給)

第10条 奨学援護金は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の受給権者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。

(1) 障害補償年金の受給権者（総務省令別表第2に定める第1級から第3級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。以下次号並びに次条第1項第1号及び第2号において同じ。）

のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると組合が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者若しくは同法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）を受ける者若しくはこれらに準ずる施設において教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものとして組合長が定めるもの（以下この条において「教育訓練等」という。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの

(2) 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第32条において同じ。）をしている者及び直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。次条及び第32条において同じ。）となっている者を除く。第4号において同じ。）と生計を同じくしている者であつて、当該在学者等である子に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

(3) 遺族補償年金の受給権者のうち、在学者等であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの

(4) 遺族補償年金の受給権者のうち、被災団員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該被災団員の子（当該被災団員の死亡の当時胎児であつた子を含む。）である在学者等と生計を同じくしている者であつて、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額14,000円

(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額18,000円

(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専

修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額18,000円

(4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者(前項に掲げる者を除く。)、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者(前号に掲げる者を除く。) 月額39,000円

3 奨学援護金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項各号のいずれかに該当する者で、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月の前月の末日において年金たる損害補償の受給権者となっていたものにあつては、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月)から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

4 奨学援護金は、これを受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月(新たに在学者等となった者が生じたことにより支給額を増額すべき場合又は奨学援護金に係る在学者等について支給額を増額すべき事実が生じた場合にあっては、その事実が生じた日の属する月)からその支給額を改定する。

5 第1項第3号又は第4号に該当する者に係る奨学援護金は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。)第8条の4第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている者に対しては、当該遺族補償年金の支給が停止されている間、支給しない。

6 奨学援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、奨学援護金を支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の奨学援護金は、支給期月でない月であっても、支給するものとする。

7 奨学援護金に係る在学者等について奨学援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、その事情が存する期間、当該在学者等に係る奨学援護金を支給しないことができる。

(就労保育援護金の支給)

第11条 就労保育援護金は、年金たる損害補償の受給権者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

(1) 障害補償年金の受給権者で未就学の子(直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。以下この項において同じ。)と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園等(以下「保育所等」という。)に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認め

られるもの

- (2) 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で、未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの
- (3) 遺族補償年金の受給権者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該非常勤消防団員又は当該非常勤水防団員の未就学の子（当該非常勤消防団員又は当該非常勤水防団員の死亡の当時胎児であった子を含み、次号に該当する者を除く。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの
- (4) 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童である者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため保育所等に預けられている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額12,000円とする。

3 前条第3項から第6項までの規定は、就労保育援護金の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、「第1項各号」とあるのは「第11条第1項各号」と、同条第4項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、「在学者等」とあるのは「保育児」と、同条第5項中「第1項第3号又は第4号」とあるのは「第11条第1項第3号又は第4号」と、「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、同条第6項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と読み替えるものとする。

（傷病特別支給金の支給）

第12条 傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、支給する。

2 傷病特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第1に定める傷病等級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1級 114万円
- (2) 第2級 107万円
- (3) 第3級 100万円

（障害特別支給金の支給）

第13条 障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。

2 障害特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第2に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額（基準政令第6条第8項に規定する障害の程度の加重があった場合にあっては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。）とする。

- (1) 第1級 342万円

- (2) 第2級 320万円
- (3) 第3級 300万円
- (4) 第4級 264万円
- (5) 第5級 225万円
- (6) 第6級 192万円
- (7) 第7級 159万円
- (8) 第8級 65万円
- (9) 第9級 50万円
- (10) 第10級 39万円
- (11) 第11級 29万円
- (12) 第12級 20万円
- (13) 第13級 14万円
- (14) 第14級 8万円

3 同一の公務上の負傷又は疾病（以下「同一の傷病」という。）に関し、障害補償を受けることとなった者が、既に傷病特別支給金の支給を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該障害補償に係る障害等級の区分に応ずる同項の規定による額（以下この項において「前項の規定による額」という。）が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級の区分に応ずる前条第2項の規定による額（以下この項において「前条第2項の規定による額」という。）を超えるときにあつては、障害特別支給金として、当該超える額に相当する額を支給し、前項の規定による額が前条第2項の規定による額以下のときにあつては、障害特別支給金は、支給しない。

（遺族特別支給金の支給）

第14条 遺族特別支給金は、遺族補償年金（基準政令第8条の3第1項後段の規定により支給される遺族補償年金を除く。）又は遺族補償一時金（基準政令第9条の2第2号の規定により支給される遺族補償一時金を除く。）の受給権者に対し、支給する。

2 遺族特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族補償年金の受給権者 300万円
- (2) 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 300万円
- (3) 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第9条第1項第3号に該当する者のうち、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は総務省令別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 210万円
- (4) 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第3号に該当するもの（前号に掲げる者を除く。） 120万円

- 3 第1項の規定により遺族特別支給金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別支給金の支給額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(障害特別援護金の支給)

第15条 障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。

- 2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第2に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額（基準政令第6条第8項に規定する障害の程度の加重があった場合（当該障害の程度が総務省令別表第2に定める8級から14級までの障害等級に該当するときを除く。）にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。）とする。

- (1) 第1級 1,540万円
- (2) 第2級 1,500万円
- (3) 第3級 1,460万円
- (4) 第4級 875万円
- (5) 第5級 745万円
- (6) 第6級 615万円
- (7) 第7級 485万円
- (8) 第8級 320万円
- (9) 第9級 250万円
- (10) 第10級 195万円
- (11) 第11級 145万円
- (12) 第12級 105万円
- (13) 第13級 75万円
- (14) 第14級 45万円

(遺族特別援護金の支給)

第16条 遺族特別援護金は、遺族補償年金（基準政令第8条の3第1項後段の規定により支給される遺族補償年金を除く。次項において同じ。）又は遺族補償一時金（基準政令第9条の2第2号の規定により支給される遺族補償一時金を除く。次項において同じ。）の受給権者に対し、支給する。

- 2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 遺族補償年金の受給権者 1,735万円
 - (2) 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 1,735万円
 - (3) 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第9条第1項第3号に該当する者のうち、非常勤消

防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は総務省令別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族
1,215万円

(4) 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第3号に該当するもの（前号に掲げる者を除く。） 695万円

3 第14条第3項の規定は、前項の遺族特別援護金の支給額について準用する。

(傷病特別給付金の支給)

第17条 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として支給する。

2 傷病特別給付金の額は、1年につき、その者に対して支給すべき基準政令第5条の2第2項の規定による傷病補償年金の額（当該傷病補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該傷病補償年金に係る傷病等級に応じ、当該額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、その額は、150万円に、当該傷病補償年金に係る傷病等級に応じ、同項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

(障害特別給付金の支給)

第18条 障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対しては、年金として、障害補償一時金の受給権者に対しては、一時金として、それぞれ支給する。

2 障害特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額は、150万円に、当該障害補償に係る障害等級に応じ、基準政令第6条3項各号及び第4項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

(1) 障害補償年金の受給権者 1年につき、その者に対して支給すべき基準政令第6条第3項の規定による障害補償年金の額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、当該額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額

(2) 障害補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき基準政令第6条第4項の規定による障害補償一時金の額（当該障害補償一時金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額

3 基準政令第6条第8項の規定による障害補償の受給権者に係る障害特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に応ずる同項の規定による額から当該各号に定める額（その額が、150万円に、加重前の障害等級に応じ、基準政令第6条第3項各号及び第4項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）を差し引いた額とする。

(1) 加重後の障害の程度が総務省令別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合

加重前の障害の程度が同表に定める第7級以上の障害等級に該当するものであるときはその障害等級に応ずる障害補償年金の額（加重後の障害が基準政令第11条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額、加重前の障害の程度が同表に定める第8級以下の障害等級に該当するものであるときはその障害等級に応ずる障害補償一時金の額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額を25で除して得た額

- (2) 加重後の障害の程度が総務省令別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合
加重前の障害の等級に応ずる障害補償一時金の額（加重後の障害が基準政令第11条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額

（損害補償の制限に関する規定の準用）

第19条 基準政令第12条の規定は、傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金及び障害特別給付金の支給について準用する。

（遺族特別給付金の支給）

第20条 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者に対しては、年金として、遺族補償一時金の受給権者に対しては、一時金として、それぞれ支給する。

- 2 遺族特別給付金は、前項に定めるもののほか、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため基準政令第9条の2第2号の規定に該当しないこととなった者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対し、一時金として支給する。

- 3 遺族特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族補償年金の受給権者 1年につき、その者に対して支給すべき基準政令第8条の2第1項の規定による遺族補償年金の額（当該遺族補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額。ただし、その額は、150万円に、当該遺族補償年金の額の算定の基礎となった遺族の人数の区分に応じ、同項各号に規定する補償基礎額に乗すべき数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

- (2) 基準政令第9条の2第1号の規定による遺族補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき基準政令第9条の3第1項の規定による遺族補償一時金の額（当該遺族補償一時金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額。ただし、その額は、150万円に、当該遺族補償一時金に係る同項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えない

ものとする。

(3) 基準政令第9条の2第2号の規定による遺族補償一時金の受給権者及び前項の規定による遺族特別給付金を受けることができる者 前号の規定による遺族特別給付金の額から、同一の事由につき既に支給された第1号の規定による遺族特別給付金の額の合計額を差し引いた額

4 第14条第3項の規定は、前項の遺族特別給付金の額について準用する。

5 基準政令第8条の4第1項又は基準政令附則第2条の2第4項の規定による遺族補償年金の支給が停止されている者に対する遺族特別給付金は、当該遺族補償年金の支給が停止されている間、支給しない。

(障害差額特別給付金の支給)

第21条 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者に対し、一時金として支給する。

2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものに対し、一時金として支給する。

3 障害差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、基準政令附則第1条の2第1項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を同表の下欄に掲げる額に加算した額。次項において「障害差額特別給付金限度額」という。）に100分の20を乗じて得た額（その額が、150万円に、当該障害の等級に応じ、同表の下欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）から、既に支給された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額

(2) 前項の規定による障害差額特別給付金を受けることができる者 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして前号の規定を適用した場合に、同号の規定により計算して得られる額

4 基準政令第6条第8項の規定による障害補償年金の受給権者の死亡により障害差額特別給付金を受けることとなった者の当該障害差額特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に100分の20を乗じて得た額（その額が、150万円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、その規定の適用がないものとし

た場合における当該各号に定める額)を補償基礎額で除して得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)から、既に支給された当該障害補償年金に係る第18条第3項の規定による障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額とする。

(1) 加重前の障害の程度が総務省令別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合
加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から、加重前の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が総務省令別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合
加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る基準政令第6条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第3項の規定による金額(当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)で除して得た数を乗じて得た額

5 第14条第3項の規定は、前2項の障害差額特別給付金の額について準用する。

(長期家族介護者援護金の支給)

第22条 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号のいずれかに該当する者(以下この条において「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害と認められる場合を除く。)に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、組合の長(以下「組合長」という。)は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

(1) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの

(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの

2 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、要介護年金受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものであつて、生活に困窮していると認められるものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、要介護年金受給権者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第4項及び第5項において同じ。)、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、60歳以上であるか、又は総務省令第5条に定める障害の状態(次号において「特定障害状態」という。)にあること。

- (2) 子又は孫については、特定障害状態にあること。
- 3 長期家族介護者援護金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる要件に該当しない要介護年金受給権者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満であった者であって、生活に困窮していると認められるものは、当分の間、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族とする。
- 5 前項に規定する遺族の長期家族介護者援護金を受けるべき順位は、第2項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 6 長期家族介護者援護金の支給額は、100万円とする。ただし、長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、100万円をその人数で除して得た額とする。
- 7 要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に、当該要介護年金受給権者の死亡によって長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族としない。

(傷病特別給付金等の額の端数処理)

第23条 傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金（以下「傷病特別給付金等」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(傷病特別給付金等の支給期間等)

第24条 基準政令第13条第1項及び第3項の規定は、傷病特別給付金等の支給について準用する。

2 基準政令第5条の2第4項の規定は、傷病特別給付金の支給について、同令第6条第9項の規定は、年金たる障害特別給付金の支給について準用する。

(傷病特別給付金等の支払の調整)

第25条 年金たる遺族特別給付金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる遺族特別給付金が支払われたときは、その支払われた年金たる遺族特別給付金は、その後に支払うべき年金たる遺族特別給付金の内払とみなすことができる。傷病特別給付金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の傷病特別給付金等が支払われた場合における当該傷病特別給付金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

- 2 同一の傷病に関し、傷病特別給付金の支給を受けることができる者が、休業援護金又は障害特別給付金の支給を受けることができることとなり、かつ、当該傷病特別給付金を支給すべき事由が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病特別給付金が支払わ

れたときは、その支払われた傷病特別給付金は、当該休業援護金又は障害特別給付金の内払とみなす。

- 3 同一の傷病に関し、休業援護金の支給を受けている者が傷病特別給付金又は障害特別給付金の支給を受けることができることとなり、かつ、当該休業援護金の支給を行わないこととなった場合において、その後も休業援護金が支払われたときは、その支払われた休業援護金は、当該傷病特別給付金又は障害特別給付金の内払とみなす。

(傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充当等)

第26条 年金たる損害補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の受給権者に支給される傷病特別給付金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次の各号に掲げるものがあるときは、当該各号に掲げる支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

- (1) 傷病特別給付金等を受けることができる者の死亡に係る損害補償を受ける権利を有する者に支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金又は障害差額特別給付金（以下次項において「遺族特別支給金等」という。）
 - (2) 過誤払による返還金債権に係る同一の事由による同順位で受けることができる遺族特別給付金
- 2 前項の規定により、傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族特別支給金等の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、遺族特別支給金等を受ける者に通知するものとする。
- (1) 過誤払による返還金債権に係る傷病特別給付金等の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額
 - (2) 支払うべき遺族特別支給金等の種類、金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額（未支給の福祉事業）

第27条 外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、介護等の供与、休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金若しくは長期家族介護者援護金又は第6条の規定による旅行費（以下「外科後処置の費用等」という。）の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき外科後処置の費用等でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給の福祉事業」という。）があるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第30条において

同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付について当該各号に定める遺族がある場合は、当該各号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業は、当該各号に定める遺族に支給する。
 - (1) 遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族補償年金を受けることができる他の遺族
 - (2) 第21条第1項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金差額一時金を受けることができる他の遺族
 - (3) 第21条第2項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けることができなくなった他の遺族
- 3 第1項の規定により未支給の福祉事業を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序とし、前項の規定により未支給の福祉事業を受けるべき者の順位は、同項第1号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については基準政令第8条第3項に規定する順序(基準政令附則第2条の2第2項に規定する遺族にあつては同条第3項に規定する順序)、前項第2号又は第3号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については基準政令附則第1条の2第3項後段に規定する順序とする。
- 4 未支給の福祉事業を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は全員に対してしたものとみなす。

(福祉事業承認申請書、福祉事業決定通知書等)

第28条 第2条第1号から第4号まで及び第6号に規定する福祉事業を受けようとする者は、福祉事業承認申請書(福祉様式第1号)を所属の市町村長を経由して、組合長に提出しなければならない。

- 2 組合長は、前項の申請書又は次条第1項に掲げる請求書(次項に定めるものを除く。)を受理したときは、速やかに承認するかどうかを決定し、申請者又は請求者に対して福祉事業決定通知書(福祉様式第2号)、奨学援護金決定通知書(福祉様式第3号)又は就労保育援護金決定通知書(福祉様式第4号)を送付するものとする。
- 3 組合長は、次条第1項第9号から第11号までに掲げる請求書(傷病特別給付金等に限る。)を受理したときは、速やかに承認するかどうかを決定し、申請者又は請求者に対して特別給付金(年金)決定通知書(福祉様式第5号)を送付するものとする。
- 4 組合長は、傷病特別給付金等の額の改定を行った場合には、当該傷病特別給付金等を受ける者及び市町村長に対して改定後の特別給付金(年金)決定通知書を送付するものとする。

(福祉事業費請求書)

第29条 前条第2項前段の規定により承認を受けた者並びに第2条第5号及び第7号から第18号までに掲げる福祉事業を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める請求書を、所属の市町村長を経由して、組合長に提出しなければならない。

- (1) 外科後処置費請求書 アフターケア費請求書（福祉様式第6号）
- (2) 補装具費請求書（福祉様式第7号）
- (3) リハビリテーション費請求書（福祉様式第8号）
- (4) 旅行費請求書（福祉様式第9号）
- (5) 休業援護金請求書（福祉様式第10号）
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣費用請求書（福祉様式第11号）
- (7) 奨学援護金請求書（福祉様式第12号）
- (8) 就労保育援護金請求書（福祉様式第13号）
- (9) 傷病特別支給金請求書 傷病特別給付金請求書（福祉様式第14号）
- (10) 障害特別支給金請求書 障害特別援護金請求書 障害特別給付金請求書（福祉様式第15号）
- (11) 遺族特別支給金請求書 遺族特別援護金請求書 遺族特別給付金請求書（福祉様式第16号）
- (12) 障害差額特別給付金請求書（福祉様式第17号）
- (13) 長期家族介護者援護金請求書（福祉様式第18号）

2 前項第1号、第3号及び第5号に掲げる請求書は、1月ごとに提出するものとする。

（未支給の福祉事業の請求）

第30条 第27条第1項に規定する未支給の福祉事業を受けようとする者は、未支給の福祉事業請求書（福祉様式第19号）を、所属の市町村長を経由して、組合長に提出しなければならない。

2 第28条第2項の規定は、未支給の福祉事業について準用する。

（定期報告書）

第31条 奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、奨学援護金定期報告書（福祉様式第20号）又は就労保育援護金定期報告書（福祉様式第21号）を、所属の市町村長を経由して、組合長に提出しなければならない。

（異動報告書）

第32条 奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受ける者（第1号に掲げる事由のうち、死亡したことにより年金たる損害補償を受ける権利が消滅したときは、その者の遺族、第3号に掲げる事由が生じたときは、基準政令第8条の4第1項又は第2項に規定する者）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、奨学援護金に関する異動報告書（福祉様式第20号）又は就労保育援護金に関する異動報告書（福祉様式第21号）を、所属の市町村長を経由して、組合長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 第10条第1項各号のいずれか又は第11条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (3) 基準政令第8条の4の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。
- 2 奨学援護金の支給を受ける者は、当該奨学援護金に係る在学者等について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、奨学援護金に関する異動報告書を、所属の市町村長を経由して、組合長に提出しなければならない。
- (1) 氏名、住所、学校等の名称又は学校等の所在地に変更があったとき。
 - (2) 第10条第1項第4号の規定により奨学援護金の支給を受ける者について、遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、同号の規定による在学者等が基準政令第8条の3第1項の規定により当該遺族補償年金を受ける権利を有するに至ったとき。
 - (3) 在学又は在校しなくなったとき。
 - (4) 第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき。
 - (5) 婚姻をしたとき。
 - (6) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったとき。
 - (7) 離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (8) 高等専門学校の第4学年に進級したとき。
 - (9) 奨学援護金を支給することが適当でない認められたことにより奨学援護金が支給されなくなった在学者等について、その事情が消滅したとき。
- 3 就労保育援護金の支給を受ける者は、当該就労保育援護金に係る保育児について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、就労保育援護金に関する異動報告書を、所属の市町村長を経由して組合長に提出しなければならない。
- (1) 氏名、住所、保育所等の名称又は保育所等の所在地に変更があったとき。
 - (2) 第11条第1項第3号の規定により就労保育援護金の支給を受ける者について、遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、同号の規定による保育児が基準政令第8条の3第1項の規定により当該遺族補償年金を受ける権利を有するに至ったとき。
 - (3) 保育所等に預ける必要がなくなったとき。
 - (4) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったとき。
 - (5) 離縁によって、第11条第1項第2号に掲げる者又は同項第3号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。

(福祉事業記録簿)

第33条 組合長は、福祉事業について福祉事業記録簿（福祉様式第22号から26号まで）を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、組合の福祉事業の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後の福祉事業の実施又は支給について適用する。
- 2 適用日前の福祉事業の実施又は支給については、従前の市町村消防団員等の福祉施設の実施に関する規則（平成15年茨城県市町村総合事務組合規則第7号）の例による。

附 則（平成24年規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日（以下「適用日」という。）以後の福祉事業の実施又は支給について適用する。
- 2 適用日前の福祉事業の実施又は支給については、従前の例による。

附 則（平成27年規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）以後の福祉事業の実施又は支給について適用する。
- 2 適用日前の福祉事業の実施又は支給については、従前の例による。

附 則（平成28年規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則の規定により現に使用中の様式については、当分の間、所要の訂正を施した上、これに必要な事項を記入し使用することができる。

附 則（平成28年規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後の福祉事業の実施又は支給について適用する。
- 2 適用日前の福祉事業の実施又は支給については、従前の例による。

附 則（平成29年規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の月に係る奨学援護金について適用し、同日前の月に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規則第5号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条第2項各号の規定は、令和4年7月1日以後に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金については、なお従前の例による。ただし、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金に係る同項各号の規定の適用にあつては、同項第1号及び第2号中「1,735万円」とあるのは「1,795万円」と、同項第3号中「1,215万円」とあるのは「1,255万円」と、同項第4号中「695万円」とあるのは「720万円」とする。

福祉様式第1号(第28条関係)

福祉事業承認申請書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		年金支払 決定番号			
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり福祉事業を受けたいので申請します。			年 月 日 市 町長 印 村		
			申請者の 住 所 氏 名 印		
事故発生日	年 月 日	傷病等級該 当日治ゆし た日	年 月 日	傷病等級 障害等級	第 級 号 第 級 号
傷 病 名 , 障害の部位					
福祉事業の 種 類	<input type="checkbox"/> 外科後処置 <input type="checkbox"/> 補装具(<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 再支給) <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> アフターケア <input type="checkbox"/> 在宅介護を行う介護人の派遣 <input type="checkbox"/> 旅行費				
福祉事業を 必要とする 理 由 及 び その 内 容					
受けようと する 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間(週間 時間)				
受けようと する施設の 名 称 及 び 所 在 地					
※支給開始 年 月	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
※支給月額	円	円	円		
※受 理			※決 定		

注意事項

- 1 休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金及び長期家族介護者援護金については、この申請書を提出することを要しないこと。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 4 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記載すること。
- 5 「福祉事業を必要とする理由及びその内容」の欄には、当該福祉事業に要する金額を予定できる場合にその予定額も記入すること。
- 6 「受けようとする期間」の欄には、リハビリテーション、在宅介護を行う介護人の派遣を受けようとする場合に記入すること。
- 7 在宅介護を行う介護人の派遣を受ける場合には、費用の一部を自己負担するものであること。
- 8 この請求書に添付する書類
 - (1) 外科後処置、補装具、リハビリテーションを申請する場合は、その実施を必要と認める医師の意見書。ただし、き損した補装具の修理を申請する場合又は補装具を滅失したため滅失前と同程度以下の補装具の再支給を申請する場合は、写真その他のき損又は滅失を容易に確認できる書類に代えることができる。
 - (2) 次に掲げる者がアフターケアを申請する場合は、その実施を特に必要とする旨の医師の意見書
 - ア 脳血管疾患又は有機溶剤中毒等(一酸化炭素中毒を除く。)に由来する脳の器質性障害を有する者で総務省令別表第2に定める第10級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者
 - イ せき髄を損傷した者で総務省令別表第2に定める第4級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者
 - ウ 白内障等の眼疾病を有する者で総務省令別表第2に定める程度の障害が存する者
 - エ 慢性の化膿性骨髄炎となった者で総務省令別表第2に定める程度の障害が存する者以外の者
 - オ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者で総務省令別表第2に定める程度の障害が存する者以外の者
 - カ 心・血管疾患に罹患した者又はペースメーカー除細動器を植え込んだ者で総務省令別表第2に定める第10級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者
 - キ 熱傷の傷病者で総務省令別表第2に定める第14級の障害等級に該当する程度の障害が存する者
 - ク 精神疾患等に罹患した者

福祉様式第2号(第28条関係)

福祉事業決定通知書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員	<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 改定	
	承認 番号	

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 印

-----様

福祉事業の決定について

年 月 日付で申請のあった福祉事業について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 消防団員又は水防団員氏名 _____

2 決 定 承 認
不 承 認(理由 _____)

3 福祉事業の種類 外科後処置 補装具(支給 修理 再支給)
リハビリテーション アフターケア
在宅介護を行う介護人の派遣 旅行費

4 そ の 他

注意事項

- 1 外科後処置費、リハビリテーション費、アフターケア費に係る請求は、1月ごとに提出すること。

福祉様式第3号(第28条関係)

奨学援護金決定通知書

新規分
改定分
修正分

様

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 印

下記のとおり奨学援護金の支給を決定したので通知します。

消 防 団 員 又 は 水 防 団 員	承認 番号		事故 年度	年度	種別	消防団員・水防団員
	住所					
	ふりがな 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生	
支給 改定	開始 年月	年	月			
支給 月額	円			支給対象者の氏名 (団員との続柄)		()
在学者等の 氏名	学校等の 区分	学年	月	額	支給月 額改定 事由	1月額改定 2入学・入校 3年金異動に伴う異動 4卒業・終了 5退学 6支給停止 7支給停止解除 8婚姻 9死亡 10その他
		年		円		
					学校等 区分	1小学校 2中学校 3高校(全日制) 4高校(定時制) 5高校(通信制・専攻科・ 別科) 6高専(1~3学年) 7専修(高等・一般課程) 8職業訓練施設(第一類) 9大学・大学院 10短期大学 11大学(通信教育・専攻 科・別科) 12高専(4~5学年) 13専修(専門課程) 14職業訓練施設(5~6を 除くもの)・職業訓練 大学校
支給月額合計						
各期の支給額						

注意事項

1 奨学援護金について

- (1) 奨学援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までを支給すること。
- (2) 奨学援護金の支給を受けている者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、奨学援護金定期報告書に必要書類を添付して組合に提出すること。
- (3) 奨学援護金の支給を受けている者(アの(ア)(イ)のa又は(イ)のaの場合においては、その者の遺族)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、奨学援護金に関する異動報告書に必要書類を添付して組合に提出すること。
 - ア 奨学援護金の支給を受けている者については、次に掲げる事由が生じたとき。
 - (ア) 奨学援護金の支給を受ける者が、傷病補償金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - a 死亡したとき。
 - b 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は障害等級が第4級以下になったとき。
 - (イ) 奨学援護金の支給を受ける者が遺族補償年金の受給権者である場合
 - a 死亡したとき。
 - b 婚姻(内縁を含む。)をしたとき。
 - c 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。
 - d 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - e 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
 - f 障害の事情がなくなったとき。
 - g aからfまでの事由のいずれかに該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、奨学援護金に係る在学者である次順位者が遺族補償年金受給権者となったとき。
 - h 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかとなったとき。
 - i 在学者等に係る学資等の支弁が困難でなくなったとき。
 - イ 奨学援護金に係る在学者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - (ア) 婚姻(内縁を含む。)をしたとき。
 - (イ) 第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき。
 - (ウ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。

- (エ) 離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (オ) 在学又は在校しなくなったとき。
 - (カ) 高等専門学校第4学年に進級したとき。
 - (キ) 奨学援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は奨学援護金に係る在学者等の氏名、住所、学校等の名称若しくは学校等の所在地に変更があったとき。
 - (ク) 奨学援護金を支給することが適当でないと認められたことにより奨学援護金が支給されなくなった在学者について、その事情が消滅したとき。
- (4) 奨学援護金の支給を受ける者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、新たに福祉施設承認申請書に必要な書類を添付して組合に提出すること。
- ア 奨学援護金に係る在学者が進学したとき。
 - イ 現に支給の事由とされている在学者以外に新たに在学者となった者があるとき。

福祉様式第4号(第28条関係)

就労保育援護金決定通知書

新規分
改定分
修正分

様

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 印

下記のとおり就労保育援護金の支給を決定したので通知します。

消防団員 又は 消防団員	承認 番号		事故 年度	年度	種別	消防団員・水防団員
	住所					
	ふりがな 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生	
支給開始 改定	年 月	年 月				
支給月額	円		支給対象者の氏名 (団員との続柄)		()	
保育児氏名	年 齢	月 額	支給 月額 改定 理由	1 月額改定		
	歳	円		2 死亡		
	〃	〃		3 年金異動に伴う異動		
	〃	〃		4 小学校入学		
				5 保育所等への入所		
				6 その他		
備 考						

注意事項

- 1 就労保育援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までを支給するものであり、就労保育援護金決定通知を受けた後は、就労保育援護金請求書の提出を必要としない(現に支給の事由とされている保育児以外に新たに保育児となった者があるときを除く。)ものであること。
- 2 就労保育援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、就労保育援護金定期報告書に必要書類を添付して組合に提出すること。
- 3 就労保育援護金の支給を受ける者((1)のアの(ア)又はイの(ア)の場合にあつては、その者の遺族)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、就労保育援護金に関する異動報告書に必要書類を添付して組合に提出すること。
 - (1) 就労保育援護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 就労保育援護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき。
 - (イ) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は障害等級が第4級以下になったとき。
 - イ 就労保育援護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき。
 - (イ) 婚姻(内縁を含む。)をしたとき。
 - (ウ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。
 - (エ) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (オ) 障害の事情がなくなったとき。
 - (カ) (ア)から(オ)までの事由のいずれかに該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、就労保育援護金に係る保育児である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
 - (キ) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかとなったとき。
 - (ク) 保育に係る費用を援護する必要がなくなったとき。
 - (2) 就労保育援護金に係る保育児について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 保育所等に預ける必要がなくなったとき。
 - イ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)になったとき。
 - ウ 離縁によって、第11条第1項第2号に掲げる者又は同項第3号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (3) 就労保育援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は就労保育援護金に係る保育児の氏名、住所、保育所等の名称若しくは保育所等の所在地に変更があつたとき。

福祉様式第5号(第28条関係)

特別給付金(年金)決定通知書

新規分
改定分
修正分

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 印

下記のとおり特別給付金の支給を決定したので通知します。

1 消 防 水 防 団 員 又 員	承認 番 号		事故 年度	年度	種別	消防団員・水防団員					
	住 所										
	ふりがな 氏 名				男・女	生年 月日	年 月 日生				
2 年金の種類			3 受給権者の氏名								
4 等級		5 特殊公務災害									
第 級											
6 補償基礎額			7 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族数						8 7の人数に 含まれない遺 族数		
円	内 訳		人	内 訳							
	基礎額	扶 養 加算額		配偶者	子	父母	孫	祖父母			兄弟 姉妹
	円	円	人	人	人	人	人	人	人		
9 特別給付金(年金)支給額			10 各期の支給額			11 支給開始年月					
円			円			年 月					
12 年金改定事由											
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15											
13 特別給付金(年金)支給停止											
1 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その者に支給すべき遺族特別給付金(年金)の支給を停止する。 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が特例遺族である場合には、その者が支給停止解除年齢に達するまでの間、その者に支給すべき遺族特別給付金(年金)の支給を停止する。											
14 備考											

注意事項

1 この決定通知書は、傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金(以下「年金たる特別給付金」という。)の支給の決定を行った場合又は当該年金たる特別給付金の額の改定を行った場合に送付されるものであること。

2 「4 等級」欄の各等級に応ずる支給倍数は、次のとおりであること。

(1) 傷病等級の場合

等級	1	2	3
倍数	313	277	245

(2) 障害等級の場合

等級	1	2	3	4	5	6	7
倍数	313	277	245	213	184	156	131

3 「5 特殊公務災害」欄において該当する場合の加算倍数は、次のとおりである。

(1) 傷病特別給付金の場合

等級	1	2	3
倍数	1.4	1.45	1.5

(2) 年金たる障害特別給付金の場合

等級	1	2	3～7
倍数	1.4	1.45	1.5

(3) 年金たる遺族特別給付金の場合 1.5

4 「7 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族数」欄の人数に応ずる支給倍数は、次のとおりであること。

人数	1 人	2 人	3 人	4人以上
倍数	153 (175)	201	223	245

5 「9 特別給付金(年金)支給額」の算定方法は、次のとおりであること。

(1) 傷病特別給付金又は年金たる障害特別給付金の場合

補償基礎額×支給倍数×特殊公務加算倍数×0.2=特別給付金(年金)支給額

(2) 年金たる遺族特別給付金の場合

補償基礎額×支給倍数×特殊公務加算倍数×0.2+受給権者数=受給権者1名分の特別給付金

(年金)支給額～A

A×受給権者数=特別給付金(年金)支給額

6 「10 各期の支給額」欄の額は、「9 特別給付金(年金)支給額」の2/12の額であること。したがって、期のなかばに当該年金たる特別給付金の支給が開始される場合における支給実額とは異なるので留意すること。

7 「12 年金改定事由」欄の番号に応ずる改定事由は、次のとおりであること。

番号	改定事由	番号	改定事由
1	補償基礎額改定	10	特例遺族が支給停止解除年齢に達した
2	他の法律による給付額の改定		
3	支給倍数の改定	11	受給権者の所在が1年以上不明又はその所在が明らかとなった
4	遺族が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した	12	障害の状態にあった者にその事情がなくなった
5	妻が55歳に達した	13	他の法律による給付の停止, 解除
6	婚姻		
7	養子縁組又は離縁	14	団員等の死亡の当時胎児であった子が出生した
8	死亡		
9	遺族の生計分離又は再同一	15	その他

福祉様式第6号(第29条関係)

- 外科後処置費請求書
 アフターケア費請求書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		承認番号	
		請求第	回
茨城県市町村総合事務組合長 殿		年 月 日	
下記のとおり <input type="checkbox"/> 外科後処置費 <input type="checkbox"/> アフターケア費 を請求 します。		市 町 村	印
		消防団員等の 住 所 氏 名	印
事故発生日	年 月 日	治癒した日	年 月 日
障害の等級	第 級 号	年金支払 決定番号	
傷病名及び 障害の部位			
診 療 費	内訳は、別添福祉様式第6号の2「診療費 請求明細書(病院・診療所用)」記載のと おり	(請求額)円	(審査) 円 ※
調 剤 費	内訳は、別添福祉様式第6号の3「調剤費 請求明細書(薬局用)」記載のとおり		
施 術 料	内訳は、別添福祉様式第6号の4「施術料 請求明細書(柔道整復師等用)」記載のと おり		
看 護 料	<input type="checkbox"/> 訪問看護	内訳は、別添福祉様式第 6号の5「訪問看護事業者 の証明書」のとおり	
	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 親族・友人	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
移 送 費	交通機関の 種 類	路 程	
	<input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 自家用車	から まで キロメ { <input type="checkbox"/> 片道 ートル { <input type="checkbox"/> 往復 回	
外科後処置 に係る日当	年 月 日から 日間 年 月 日まで		
上記以外の 診(施)療費			
請 求 額			

※	<input type="checkbox"/> 外科後処置費 <input type="checkbox"/> アフターケア費	支給額	円	※受理	年 月 日	※送金	年 月 日
---	---	-----	---	-----	-------	-----	-------

注意事項

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「」には、レ印を記入すること。
- 「看護料」及び「移送費」を請求する場合は、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。ただし、看護人が家族・友人、移送で自家用車を利用した場合については、その必要がないこと。
- 「上記以外の診(施)療費」の欄には、「診療費」に含まれない外科後処置等に必要な治療用材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

診療費請求明細書(病院・診療所用)

				氏名			
傷病名	1 2 3	診療開始日	1 年 月 日 2 年 月 日 3 年 月 日	診療期間	年 月 日から 年 月 日まで	診療 実日数	日
診療の内訳(□病院 □診療所)		※審査	転 帰	<input type="checkbox"/> 治ゆ	<input type="checkbox"/> 中止	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 転医
初診	時間外・休日・深夜	回 点	点	診療の内容		※審査	
再診	再診	×	回	初診料	円	円	
	外来管理加算	×	回	再診料	×	回	
	時間外	×	回	再診時療養指導管理料	×	回	
指導	休日	×	回	その他			
	深夜	×	回	計			
在宅	深夜・緊急		回	摘 要			
	在宅患者訪問診療		回				
	その他		回				
	薬剤		回				
投薬	内服	{ 薬剤 調剤	×	単位	回		
	頓服		薬剤		単位	回	
	外用	{ 薬剤 調剤	×	単位	回		
	処方			×	回		
	麻毒			回			
	基			回			

イ 診療報酬点数表により計算できないもの	(文書料, 治療用装具, 入院時室料加算等)	円	※	円
診療費請求合計額 (ア+イ)		円	※	円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 医療機関の 所在地 名称 医師の氏名				

注意事項

- ※印の欄には記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 「イ診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(文書料, 治療用装具)を記入すること。
- この診療費請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した医師の証明書(診療報酬明細書)を添付してもよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費, 文書料, 治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

福祉様式第6号の4(第29条関係)

施術料請求明細書(柔道整復師等用)

					氏名		
傷病名		初検日	年月日	療養期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	施術実日数	日
施療の内容			※審査	転帰	<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医	<input type="checkbox"/> 死亡
初検料	時間内 時間外 深夜	円	円	摘要			
再検料	年月日						
指導管理料	年月日から 年月日まで	回					
往療料	距離(片道)km						
	普通	回					
	夜間・難路	回					
	暴風雨雪 同一家屋	回 回					
初回処置料 { □整復料 □固定料 □施療料		回					
		回					
		回					
後療料		回 回 回					
運動療法料		回					
温罨法料	月 日から 月 日まで	回					
	月 日から 月 日まで	回					
	月 日から 月 日まで	回					
冷罨法料	月 日から 月 日まで	回					
	月 日から 月 日まで	回					
	月 日から 月 日まで	回					
電療料		回 回					
レントゲン料		回					
宿泊料	入室料	月 日から 月 日まで	日間				
	食事料	月 日から 月 日まで	日間				

そ の 他		医師の同意の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		健康保険等他の法令による受給関係		
		受給の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		保険の名称		
		支給される額		円
合 計		一部負担金		円
施 術 料 請 求 額		円	※	円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 施術所の { 所在地 名 称 施術者の氏名 } ㊟				

注意事項

- 1 ※印の欄は，記入しないこと。また，該当する「□」には，レ印を記入すること。
- 2 この施術料請求明細書の記入に代えて，同様事項を記載した施術者の証明書を添付してもよいこと。

福祉様式第6号の5(第29条関係)

訪問看護事業者の証明書

		氏名							
傷病名			(訪問看護期間)						
(傷病の経過)			年 月 日から		年 月 日まで				
			(訪問看護の回数)						
			回						
基本療養費	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士	指示年月日	年 月 日						
	<input type="checkbox"/> 作業療法士	主治医への直近報告年月日	年 月 日						
	円× 回 円	(訪問日)	1	2	3	4	5	6	7
<input type="checkbox"/> 准看護師			8	9	10	11	12	13	14
円× 回 円			15	16	17	18	19	20	21
管理療養費	初 日 円		22	23	24	25	26	27	28
	2回目以降 回 円		29	30	31				
情報提供療養費	円	提供した情報の概要							
ターミナルケア療養費	死亡年月日 年 月 日 円	情報提供先の市(区)町村の名称							
合計	円	備考							
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名									
医療機関の名称									
主治医氏名									
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。									
年 月 日									
訪問看護事業者の									
所在地									
名称									
代表者氏名									
㊟									

注意事項

- 1 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 2 この訪問看護事業者の証明書の記入に代えて、同様事項を記載した訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。

福祉様式第7号(第29条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		補 装 具 費 請 求 書			承認番号
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり補装具費を請求します。		年 月 日		市 町 長 村 印	
		消防団員等の 住 所 氏 名 印			
事 故 発 生 日	年 月 日	治 ゆ し た 日	年 月 日		
障 害 の 等 級	第 級 号	年 金 支 払 決 定 番 号			
傷病名, 障害の部位					
区 分	<input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 修 理 <input type="checkbox"/> 再支給				
補装具を修理又は再装着した場合	初回装着の年月日	年 月 日			
	毀損した年月日	年 月 日			
	毀損した補装具の種類				
	毀 損 箇 所				
	毀損の原因及び発生状況				
補 装 具 の 種 別	個 数	単 価	金 額	装着又は修理年月日	※審 査
		円	円	年 月 日	円
				・ ・	
				・ ・	
合 計					
義肢を装着・修理した業者の { 所在地 名 称					
採 型 指 導	義肢採型指導料		円	※審 査 円	
	採型指導	年 月 日	医療機関等の { 所在地 名 称 氏 名 印		
請 求 額 円					
※支 給 額	補 装 具	円	※受 理	年 月 日	
	採型指導	円	※送 金	年 月 日	
	合 計	円			

注意事項

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 3 「承認番号」の欄は、補装具費について組合が送付した福祉施設決定通知書の承認番号を記載すること。
- 4 「年金支払決定番号」の欄は、組合が決定した年金支払決定番号を記載すること。
- 5 この請求書に添付する書類
 - (1) 補装具費の請求明細書又は領収書及び明細書
 - (2) 採型指導料を請求する場合は、採型指導料の請求明細書又は領収書及び明細書

福祉様式第8号(第29条関係)

リハビリテーション費請求書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		承認番号	
		請求第 回	
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおリリハビリテーション費を請求します。		年 月 日 市 町 長 村 印	
		請求者の 住 所 氏 名 印	
事故発生日	年 月 日	治ゆした日	年 月 日
障害の等級	第 級 号	年金支払 決定番号	
傷病名, 障害の部位			
リハビリテーション施設の証明	入院(所)した 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	訓練の種類 内 容	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 転所 <input type="checkbox"/> 継続	この欄の記載事項は事実と相違ないことを証明します。 施設の 医療機関等・ 氏名所在地 氏 名 所在地 印
費用の 明 細			
合 計	円	※決 定	円
※支給額	円	※受 理	年 月 日
		※送 金	年 月 日

注意事項

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 「請求第 回」の欄には、リハビリテーション費についての請求回数を記載すること。
- 「承認番号」の欄には、リハビリテーション費について組合が送付した福祉施設決定通知書の承認番号を記載すること。
- 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記載すること。

福祉様式第9号(第29条関係)

旅 行 費 請 求 書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		承認番号					
		請求第 回					
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり旅行費を請求します。		年 月 日 市町長 村 印 請求者の住所氏名 印					
事故発生日	年 月 日	治ゆした日	年 月 日				
障害の等級	第 級 号	年金支払決定番号					
傷病名、障害の部位							
旅行費の内訳	旅行の目的	<input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> 補装具(<input type="checkbox"/> 採型 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 再装着)					
	旅行区間	往復 発発 経由 経由 着着					
	旅行期間	年 月 日から 泊 日 年 月 日まで					
	月 日 出発地 到着地 宿泊地	鉄 道 路程 運賃 km 円	船 舶 路程 運賃 km 円	車 路程 運賃 km 円	特別急行 料金額 円	宿泊数 日	宿泊料 円
合 計							
請求額	円		※決 定		円		
※支給額	円		※受 理	年 月 日			
			※送 金	年 月 日			

注意事項

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 「承認番号」の欄には、この旅行を必要としたリハビリテーション又は補装具の費用について組合が送付した福祉施設決定通知書の承認番号を記載すること。

- 4 この請求書は、リハビリテーション又は補装具の支給・修理若しくは再支給を受けるために旅行した場合の旅行費を請求するためのものであるから様式第7号及び様式第8号の請求書と併せて提出すること。
- 5 「請求第 回」の欄には、旅行費についての請求回数を記載すること。
- 6 この請求書に添付する書類
宿泊(車中泊を除く。)した場合は、その請求明細書又は領収書及び明細書

様式第4号・福祉様式第10号(第29条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者		<input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		<input type="checkbox"/> 休業補償費請求書 <input type="checkbox"/> 休業援護金請求書		請求第 回	
茨城県市町村総合事務組合 様				年 月 日			
下記のとおり 休業補償費 休業援護金 の支払を請求します。				市 町 村		印	
被補償者	所属団体名	階級	ふりがな氏名	印			
	住 所						
	生年月日	年 月 日	男・女	職 業			
消(水)防機関の証明	事故	事故発生の場所	事故発生の日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
		事故又は疾病の発生の原因及びその状況					
	補償基礎額	補償基礎額	円	平均収入月額	円	円	円
		基礎額	円		円	円	円
		扶養親族	円× 人=	円	円	円	円
			円× 人=	円	円	円	円
			円× 人=	円	円	円	円
	上記事項は事実と相違ないことを証明します。						
	年 月 日			消(水)防機関の 所在地 名称 責任者氏名 印			
	医師等の証明	初診	年 月 日	診断によって疾病の発生が確定した日	年 月 日	入院	入院外
傷病名並びに傷病の部位及び程度							
傷病の経過							
療養のため勤務その他の従事することができなかったと認められる期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間の期間における診療実日数 日							
本人の職業に関連して療養のため休業しなければならなかったこと等についての医師の意見							
上記事項は事実と相違ないことを証明します。							
年 月 日			医療機関の 所在地 名称 職名及び氏名 印				
使用主の証明	療養のため勤務しなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	このうち給与を支払わなかった日数	日			
	上記事項は事実と相違ないことを証明します。						
年 月 日			使用主の 所在地 名称 責任者氏名 印				
休業期間	療養のため勤務その他の業務に従事することができなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	このうち給与その他の業務上の収入を得ることができなかった日数	日			
休業補償費請求額	補償基礎額	円 × $\frac{60}{100}$ × 日 =	円				
他の法令による受給関係	年金の種類 [障害等級第 級]	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年 月	所轄年金事務所等		
		円		年 月			
休業援護金請求額	補償基礎額	円 × $\frac{20}{100}$ × 日 =	円				
※補償基礎額	円	※受理	年 月 日	※支払期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※休業日数	日	※決定	年 月 日	※前回までの支払期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※休業補償費支払額	円	※送金	年 月 日				
※休業援護金支払額	円						

注意事項

- ※印の欄は記入しないこと。
- 該当する箇所は○で囲み、「□」には、レ印を記入すること。
- 「医師の意見」の欄には、補償者の職業との関連において療養のため勤務その他の業務に従事することができなかったと認められる理由等を記載すること。
- 「基礎額」の欄には非常勤消防団員によっては勤務年数に応じて定められた額を、消防等従事・協力者にあつては事故が発生した日前1年間におけるその者が得た収入の平均月額に応じて定められた額を記載すること。
- 「使用主の証明」の欄には、非常勤消防団員等が、事故が発生した日又は疾病の発生が確定した日に給与所得者であった場合に記載すること。
- 休業補償の受給権者が、当該傷病について基準政令附則第3条第5項又は第6項に規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写しを添付すること。
- 休業援護金の欄は、消防団員及び水防団員以外の者は支払対象とならないので記入しないこと。

福祉様式第11号(第29条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		在宅介護を行う介護人の 派遣費用請求書		承認番号 請求第 回	
茨城県市町村総合事務組合長 殿			年 月 日 市 町 長 印 村		
下記のとおり在宅介護を行う介護人の 派遣費用の支給を請求します。			請求者の 住 所 氏 名 印		
被災団員に 関する事項	傷病名		負傷又は発病の年月日 年 月 日		
	請求者の受けている年金の種類 <input type="checkbox"/> 傷病補償年金(第 級) <input type="checkbox"/> 障害補償年金(第 級)		年金支払決定番号		
	居宅において介護を開始した年月日 年 月 日				
最初に供与を受けた年月日		年 月 日			
費用の支給請求	供与を受けた日時 年 月 日 時 分～ 時 分(□3時間, □6時間) 年 月 日 時 分～ 時 分(□3時間, □6時間) 年 月 日 時 分～ 時 分(□3時間, □6時間)				
	費用総額(A) 円				
	うち自己負担額(賃金相当額の10分の3に相当する額)(B) 円				
	請求額(A-B) 円				
※支給額	円	※受理	年 月 日		
		※送金	年 月 日		

注意事項

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記入すること。
- 「費用の支給請求」の欄は、介護人の派遣に必要な費用の支給を受けようとする場合にのみ記入すること。なお、当該欄が不足する場合には別葉にしても差し支えないこと。
- この請求書に添付する書類
 介護人の派遣に必要な費用の支給を請求する場合には、請求額に係る領収書及び明細書

福祉様式第12号(第29条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		奨学援護金請求書				請求 第 回			
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり奨学援護金を請求します。				年 月 日					
				市 町 長 村 印					
				請求者の 住 所 氏 名 印					
事 故 発 生 日	年	月	日	傷病 障 害 等 級	第	級	号		
治ゆ又は死亡した日	年	月	日	年金支払決定 番 号					
学資等の支弁が 困難である理由									
受けようとする奨学援護金の支給開始年月				年 月					
在 学 者	ふりがな 氏 名	生年月日	請求 者との 続柄	請求者と 生計を同 じくして	学校名 (学校所在地)	学 年	入学年月	卒業予定 年 月	月 額
		年 月 日		い る い ない		第 学年	年 月	年 月	円
		年 月 日		い る い ない		第 学年	年 月	年 月	円
		年 月 日		い る い ない		第 学年	年 月	年 月	円
請求者と消防団員又は水防団員との続柄									
請 求 額		円							
※ 奨 学 援 護 金 の 月 額	(人分)			円	※受 理	年 月 日			
※ 奨 学 援 護 金 第 期 支 給 額	円× 箇月			= 円	※送 金	年 月 日			

注意事項

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 「承認番号」の欄には、奨学援護金について組合が送付した福祉施設決定通知の承認番号を記載すること。
- 「いる・いない」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記載すること。

5 この請求書に添付する書類

- (1) 在学者(小学校, 中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。)の在学を証明する書類
- (2) 在学者が傷病補償年金の受給権者の子である場合は, 在学者と当該傷病補償年金の受給権者とが生計を同じくしていることを証する書類
- (3) 在学者が障害補償年金の受給権者の子である場合は, 在学者と当該障害補償年金の受給権者とが生計を同じくしていることを証する書類
- (4) 在学者が死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員の子(当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時胎児であった子を含む。)である場合は, 在学者が当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類及び在学者と遺族補償年金の受給権者とが生計を同じくしていることを証する書類(在学者が満18歳以上の場合に限る。)

福祉様式第13号(第29条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		就労保育援護金請求書			
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり就労保育援護金を請求します。		年 月 日		市 町 村 印	
		請求者の住所氏名 印			
事故発生日	年 月 日	傷病等級	第 級	号	
傷病等級該当, 治癒又は死亡した日	年 月 日	年金支払決定番号			
請求者と消防団員又は水防団員との続柄					
受けようとする就労保育援護金の支給開始年月		年 月			
就労している者に関する事情	就労している者の氏名		生 年 月 日	年 月 日生	
	就労している者の住所		請求者との続柄又は関係		
	就労している会社等の名称・所在地				
保育児に関する事項	ふりがな氏名				
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)	年 月 日生(歳)	年 月 日生(歳)	
	住 所				
	請求者との続柄又は関係				
	請求者と生計を同じくしているか	いる ・ いない	いる ・ いない	いる ・ いない	
	保育所等の名称				
保育所等の所在地					
請求月額	円	円	円		
※ 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
※ 支給開始年月	年 月	年 月	年 月		
※ 支給月額	円	円	円		
※ 就労保育援護金の月額	(人分)	円	※受理	年 月 日	
※ 就労保育援護金第1期分支給額	円× 箇月 =	円	※送金	年 月 日	
			※承認番号		

注意事項

- ※印の欄は, 記入しないこと。

- 2 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記載すること。
- 3 「保育所等の名称」及び「保育所等の所在地」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記載すること。
- 4 この請求書に添付する書類
 - (1) 請求者と保育児との関係を明らかにする市町村の発行する証明書
 - (2) 保育児が保育所等に預けられていることを証する書類
 - (3) 生計を同じくしている者が就労していることを証する書類
 - (4) 就労している者が保育児と生計を同じくしていることを証する書類

様式第5号・福祉様式第14号(第29条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者		<input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		<input type="checkbox"/> 傷病補償費請求書 <input type="checkbox"/> 傷病特別支給金請求書 <input type="checkbox"/> 傷病特別給付金請求書		請求第 回
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり <input type="checkbox"/> 傷病補償費 <input type="checkbox"/> 傷病特別支給金 <input type="checkbox"/> 傷病特別給付金を請求します。				年 月 日 市 町 長 村		
被補償者	所属団体名	階級	ふりがな氏名	⑩		
	住 所					
消(水)防機関の長の証明	生年月日	年 月 日生	男・女	職 業		
	補償基礎額	円	事故発生日	年 月 日		
消(水)防機関の長の証明	基礎額	円	事故発生の状況	別添のとおり		
	扶養親族	円× 人=	平均月額	円		
	収入	円× 人=	平均日額	円		
	収入	円× 人=	平均日額	円		
上記事項は事実と相違ないことを証明します。						
年 月 日			所在地 消(水)防機関の 名称 責任者氏名			
初 診	年 月 日	診断によって傷病の発症が確定した日	年 月 日			
傷病の名称・部位及びその状態						
傷病等級	第 級 号	傷病等級該当年月日	年 月 日			
既存障害の部位及びその程度						
日常生活の状態						
他の法令による受給関係	年金の種類(障害等級第 級)	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年 月	所轄年金事務所等	
		円		年 月		
傷病補償年金の算式						
傷病補償年金の年額	円	傷病補償年金請求年額	円			
傷病特別支給金請求金額	円					
傷病特別給付金の算式	傷病補償年金の年額 (円) × $\frac{20}{100}$ = 円			傷病特別給付金請求金額	円	
※補償基礎額	円			※受理	年 月 日	
※傷病等級	第 級 号(倍)			※決定	年 月 日	
※傷病補償年金支払額	第 1 期分	年額	円 × $\frac{\quad}{12}$ 箇月 = 円	※送金	年 月 日	
※傷病特別支給金支給額	※年金支払決定番号					
※傷病特別給付金支給額	第 1 期分	年額	円 × $\frac{\quad}{12}$ 箇月 = 円			

注意事項

- 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 「傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記載事項が、添付する診断書の記載事項と同じのときは、「診断書のとおり」と記載すること。
- 傷病補償年金の受給権者が、当該傷病補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写しを添付すること。
- 傷病特別支給金、給付金の欄は、消防団員及び水防団員以外の者は支払対象とならないので、記載しないこと。

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者		<input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		<input type="checkbox"/> 障害補償費請求書 <input type="checkbox"/> 障害特別援護金請求書		<input type="checkbox"/> 障害特別支給金請求書 <input type="checkbox"/> 障害特別給付金請求書		請求 第 回				
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり <input type="checkbox"/> 障害補償費 <input type="checkbox"/> 障害特別支給金 <input type="checkbox"/> 障害特別援護金 <input type="checkbox"/> 障害特別給付金 を請求します。						年 月 日 市 町 村		印				
被補償者	所属団体名	階 級		ふりがな	印							
	住 所			氏 名								
消(水)防機関の長の証明	生年月日	年 月 日	日生	男・女	職 業	年 月 日						
	補償基礎額	基礎額	円		事故発生日	年 月 日						
		扶養親族	基礎額	円		事故発生の状況	別添のとおり					
			扶 養	円× 人=	円		平 年 額	円				
			親 族	円× 人=	円		均 平均月額	円				
額 訳	円× 人=	円		入 平均日額	円							
上記事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 消(水)防機関の {所在地 名称 責任者氏名} 印												
医師等の証明	初 診	年 月 日		診断によって傷病の発生が確定した日	年 月 日							
	療 養 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		障害状況の詳細(図で示すことのできるものは図解すること。)								
	傷 病 名											
	傷 病 の 部 位											
	傷病の治癒した日	年 月 日										
の 証 明	障害の等級及び部位	第 級 号(部位)										
	第 級 号(部位)	第 級 号(部位)										
上記事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 医療機関の {所在地 名称 職・氏名} 印												
障害の等級	第 級 号	障害補償の種類	<input type="checkbox"/> 障害補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償一時金									
加重障害	既存障害の部位程度及び障害の等級 差引計算方式	(第 級 号)										
他の法令による受給関係	年金の種類 [障害等級第 級]	年金の額	年金証書の記号番号	支給開始年 月	所轄年金事務所等							
		円		年 月								
障害補償費の額	年金(年額)	円										
	一時金	円										
障害補償費請求額	年金(年額)	円										
	一時金	円										
障害特別支給金請求額	円											
障害特別援護金請求額	円											
障害特別給付金額の算式	障害補償の額(円)× $\frac{20}{100}$ =	円	障害特別給付金請求額	年金	円							
	加重障害の場合			一時金	円							
※補償基礎額	円									※受 理	年 月 日	
※障害等級	第 級 号(倍)									※決 定	年 月 日	
※障害補償費支払額	年金第1期分	年額	円× $\frac{1}{12}$ 箇月=		円	※送 金					年 月 日	
	一 時 金	円										
※障害特別支給金支給	円									※年金支払決定番号		
※障害特別援護金支給	円											
※障害特別給付金支給額	年金第1期分	年額	円× $\frac{1}{12}$ 箇月=		円							
	一 時 金	円										

注意事項

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 3 「障害の等級及び部位」の欄には、障害が1ある場合は当該障害についての等級及び当該障害の存する部位を、障害が2以上ある場合はそれぞれの障害についての等級及びそれらの障害の存する部位を記載すること。
- 4 「障害の等級」の欄には、障害が1ある場合は当該障害の等級を、障害が2以上ある場合は基準政令第6条第2項又は第3項の規定により併合又は繰上げをして得た障害の等級を記載すること。
- 5 「障害補償の種類」の欄には、当該障害の等級が第1級から第7級までの場合「障害補償年金」の「□」に、第8級から第14級までの場合は「障害補償一時金」の「□」に、レ印を記入すること。
- 6 「加重障害」の欄中「既存障害の部位、程度及び障害の等級」の欄には、既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷、疾病又は障害によって、同一部位についての障害の程度を加重した場所における既存の障害の部位等を、「差引計算方式」の欄には、当該非常勤消防団員等の加重後の障害の等級に応ずる障害補償の金額から、基準政令第6条第6項各号に定める差引額のうち当該非常勤消防団員等に該当するものを差し引く計算の方式を記載すること。
- 7 この請求書に添付する書類
 - (1) 障害の部位又は程度が明らかでないとき又は図示することが困難なときは、負傷又は疾病が治ったときにおける障害の状態の立証に関する写真又はレントゲンフィルム
 - (2) 障害補償年金の受給権者が、当該障害補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写しを添付すること。
- 8 障害特別支給金、療護金、給付金の欄は、消防団員及び水防団員以外の者は支払対象とならないので、記入しないこと。

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者		<input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		<input type="checkbox"/> 遺族補償費請求書 <input type="checkbox"/> 葬祭補償費請求書		<input type="checkbox"/> 遺族特別支給金請求書 <input type="checkbox"/> 遺族特別援護金請求書 <input type="checkbox"/> 遺族特別給付金請求書	
茨城県市町村総合事務組合長 殿 □遺族補償費 □遺族特別支給金 □遺族特別援護金 □葬祭補償費 □遺族特別給付金 下記のとおり を請求します。				年 月 日 市 町 長 村			
消(水)防機関員	所属団体名	階級	生年月日	年 月 日 生	被補償者 ふりがな 氏 名		
	住所	男・女	職 業	年 月 日 生	氏 名		
消(水)防機関の 額の証明	補償基礎額	円		事故別添のとおり			
	基礎額	円		事故発生日	年 月 日		
	扶養親族	円× 人=	円	平均年額	円		
	義親	円× 人=	円	平均月額	円		
	遺族	円× 人=	円	平均日額	円		
長の証明	上記事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 消(水)防機関の { 所在地 名 称 責任者氏名						
初診	年 月 日	診断によって死亡の原因である傷病の発生が 確定した日		年 月 日	死亡	年 月 日	
傷病名及び傷病から死亡までの経過							
遺族補償	区 分	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡者との続柄	障害の有無 受給権者と生計を 同じくしているか	
	受給権者		年 月 日生			ある・ない	
	受給権者 以外の受 給資格者		年 月 日生			ある・ない いる・いない	
			年 月 日生			ある・ない いる・いない	
			年 月 日生			ある・ない いる・いない	
年 金	他の法令による受給関係	年 金 の 種 類	年 金 の 年 額	年 金 証 書 の 記 号 番 号	支給開始 年 月	所轄年金事務所等	
	遺族補償年金の額	(算式)	円	遺族補償年金請求額	年 月	円	
前 払 一 時 金	前払一時金申出回数	□200倍 □400倍 □600倍 □800倍 □1000倍		前払一時金申出年月日	年 月 日		
	前払一時金を申し出た後に前払一時金を申し出た場合	前払一時金を申し出た月までの期間に係る遺族補償年金の額		年 月 日から 年 月 日まで	円		
	前払一時金の額	補償基礎額の1,000倍に相当する額から上記の額を差し引いた額		(算式)	円-	円=	
遺族補償一時金	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡者との続柄又は関係	障害の有無		
他の法令による受給関係	法令の名称・給付等の種類		支給される額		円		
遺族補償一時金の規定による差額請求	一時金の額		円	既に支払われた年金の合計額	円	= 差額 円	
遺族補償一時金の額	円		遺族補償一時金請求額		円		
葬祭補償費の額	円		葬祭補償費請求額		円		
遺族特別支給金請求額	円						
遺族特別援護金請求額	円						
遺族特別給付金の算式	遺族補償の額()× $\frac{20}{100}$ =		円	遺族特別給付金請求額	年 金	円	
	基準法令第9条の2第2号の規定による場合		円	一時金		円	

※補 償 基 礎 額		円	※受 理	年 月 日
※遺族補償費支払額	年金	第1期分	年額	円 $\times \frac{1}{12}$ 箇月 =
		一時金前払	円	円
	一時金	円	円	円
※葬 祭 補 償 費 支 払 額		円	※決 定	年 月 日
※遺族特別支給金支給額		円	※送 金	年 月 日
※遺族特別援護金支給額		円	※年金支払決定番号	
※遺族特別支給金支給額	年金第1期分	年額	円 $\times \frac{1}{12}$ 箇月 =	円
	一時金	円	円	円

注意事項

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 3 「ある・ない」及び「いる・いない」については、該当するものを□で囲むこと。
- 4 「遺族補償年金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がある場合に記載し、「遺族補償一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がなく、かつ、遺族補償一時金を受けることができる遺族がある場合に記載すること。
- 5 この請求書に添付する書類
 - (1) 非常勤消防団員等の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し。ただし、行方不明になったことにより死亡した者と推定される者については、行方不明となった事実及び年月日を証する書類
 - (2) 遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金を受ける権利を有する者の戸籍の謄本。この場合において、これらの者が非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証する書類
 - (3) 非常勤消防団員等の遺族のうち、基準政令第10条の規定により、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることができなくなった者については、その事実を証する書類
 - (4) 遺族補償年金の受給資格者が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類
 - (5) 遺族補償年金の受給資格者が遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしているときは、その事実を証する書類
 - (6) 非常勤消防団員等の遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金の受給権者又は受給資格者となった者については、その者が非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し
 - (7) 遺族補償年金の受給権者が、当該遺族補償の事由となった死亡について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写しを添付すること。
 - (8) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第2号又は第3号に該当する者については、そのことを証する書類
 - (9) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第3号に該当する者で、かつ、非常勤消防団員等の死亡の当時障害の状態にある3親等内の親族については、その者が非常勤消防団員等の死亡の当時障害の状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し
 - (10) 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、基準政令第9条第1項第3号又は第4号に該当する者で、同条第3項の規定により、遺族補償一時金を受ける権利を有するに至った者については、そのことを証する書類
- 6 遺族特別支給金、援護金、給付金の欄は、消防団員及び水防団員以外の者は支払対象とならないので、記入しないこと。

福祉様式第17号(第29条関係)

障害差額特別給付金請求書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員			
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり障害差額特別給付金を請求します。		年 月 日 市 町 村 長 <input type="checkbox"/>	
		請求者の 住 所 氏 名 <input type="checkbox"/> 死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係 _____	
消防団員又は水防団員の氏名 _____			
事 故 発 生 日	年 月 日	死 亡 し た 日	年 月 日
死亡時の障害等級	第 級 号	年金支払決定番号	
支給を受ける者の氏名	死亡団員との続柄又は関係	支給された特別給付金(年金)の額の合計 円	
障害差額特別給付金額の算式			
障害差額特別給付金請求額	円		
※ 補 償 基 礎 額	円	※受 理	年 月 日
※障害差額特別給付金支給額	円	※送 金	年 月 日

注意事項

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記入すること。

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		長期家族介護者援護金請求書	
茨城県市町村総合事務組合長 殿		年 月 日 市 町 長 村	
		請求者の 住 所 氏 名	
下記のとおり長期家族介護者援護金を請求します。		死亡した要介護年金受給権者との続柄又は関係	
		死亡した要介護年金受給権者に関する事項	
氏名		死亡年月日	年 月 日
		年金の種類 <input type="checkbox"/> 傷病補償年金（第 級） <input type="checkbox"/> 障害補償年金（第 級）	受給権者となった年月
死亡の原因		年金支払決定番号	
請求者に関する事項		所得税の納付状況	請求者を扶養する者の状況
		前年の所得について所得税の納付が <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 請求者を扶養する者がいない <input type="checkbox"/> 請求者を扶養する者がいるが、その者は前年の所得について所得税を納付していない
		総務省令第5条に規定する障害の有無 障害（障害等級第7級又はそれに相当する程度以上）が <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
長期家族介護者援護金請求額		円	
※ 死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度 <input type="checkbox"/> 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級） <input type="checkbox"/> 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要するもの（第2級） <input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級） <input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要するもの（第2級） 傷病等級第1級若しくは第2級又は障害等級第1級若しくは第2級に最初に該当することとなった日			
※長期家族介護者援護金支給額		円	年 月 日
		※受理 ※送金	年 月 日

注意事項

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 2 「年金支払決定番号」の欄には、組合が決定した年金支払決定番号を記入すること。
- 3 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に既に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 死亡した要介護年金受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他要介護年金受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者と死亡した要介護年金受給権者との続柄に関する市町村長が発行する証明書
 - (3) 請求者が、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、要介護年金受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者(妻である請求者を除く。)が、要介護年金受給権者の死亡の当時総務省令第5条に定める障害の状態にある者であるときは、そのことを証明する医師等の診断書その他の書類
 - (6) 請求者が請求を行う日の属する年の前年における請求者の所得税額について税務署長が発行する納税証明書
 - (7) 請求者の属する世帯の住民票の写し、請求者と扶養者との身分関係を証明することのできる戸籍の謄本又は抄本、その他扶養者の有無及び扶養者であることを証明できる書類
 - (8) 扶養者がいるときは、請求者が請求を行う日の属する年の前年におけるその者の所得税額について税務署長が発行する納税証明書

福祉様式第19号(第30条関係)

未支給の福祉事業請求書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員					
茨城県市町村総合事務組合長 殿			年 月 日 市 町 村 長 印		
下記のとおり未支給の福祉事業を請求します。			請求者の 住 所 氏 名 印 死亡した受給権 者との続柄 _____		
消防団員又は水防 団員の氏名				事 故 発 生 日	年 月 日
1 死亡した受給権者		ふ り が な 氏 名			
		死 亡 年 月 日	年 月 日		
2 未支給の福祉事業		種 類			
		請 求 額	円		
※支給額	円	※受 理	年 月 日	※送 金	年 月 日

注意事項

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
- 2 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、福祉事業の請求のため、この請求書の提出前に既に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (2) 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する証明書
 - (3) 請求者が死亡受給権者の死亡当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類
 - (4) 請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類
 - (5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証する書類
 - (6) 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の福祉事業についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うことにした場合に必要な書類

福祉様式第20号(第31条, 第32条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		<input type="checkbox"/> 奨学援護金定期報告書 <input type="checkbox"/> 奨学援護金に関する異動報告書				承認番号					
次城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり <input type="checkbox"/> 奨学援護金受給に関する現状 <input type="checkbox"/> 奨学援護金受給に関する異動 を報告します。					年 月 日 市 町 長 村					印	
					受給権者の 住 所 氏 名					印	
消防団員又は水防団員の氏名											
事故発生日		年 月 日			傷病等級該当, 治ゆ又は死亡した日		年 月 日				
傷 病 害 等 級		第 級 号			年金支払決定番号						
奨学援護	在 学 者	ふりがな氏名	生年月日	受給権者との続柄	受給権者と生計を同じくしているか	学 校 名	学 年	入学年月	卒業予定年月	奨学援護金の支給月額	
			年 月 日生		いる・いない		第 学年	年 月	年 月	円	
			年 月 日生		いる・いない		第 学年	年 月	年 月	円	
			年 月 日生		いる・いない		第 学年	年 月	年 月	円	

金 定 期 報 告	受給権者と消防団員又は水防団員との 続柄				
			在 学 者 氏 名		支 給 開 始 年 月
					年 月
	承認された奨学援護 金の支給開始年月				年 月
					年 月
奨 学 援 護 金 異 動 報 告	異動内容				
	異動した者の氏名			異動が生じた日	年 月 日

注意事項

- 1 この報告書は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、提出するものであること。
- 2 「承認番号」の欄には、組合が送付した奨学援護金決定通知書の承認番号を記入すること。
- 3 この報告書に添付する書類
 - (1) 在学者等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。)の在学又は在校を証明する書類
 - (2) 在学者等が非常勤消防団員又は非常勤水防団員の子(当該団員の死亡の当時胎児であった子を含む。)である場合は、在学者等と年金たる損害補償の受給権者とが生計を同じくしていることを証明する書類
- 4 「異動内容」の欄には、次の各号に掲げる事由の生じたときに、その状況を記入し、当該各号に定める書類を添付すること。ただし、この報告書の提出前に既に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 奨学援護金の支給を受けている者について、次に掲げる事由が生じたとき。

- ア 奨学援助金の支給を受けている者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
- (ア) 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (イ) 障害の程度に変更が生じ障害の事情がなくなったとき又は障害等級が第4級以下になったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
- イ 奨学援助金の支給を受けている者が遺族補償年金の受給権者である場合
- (ア) 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (イ) 婚姻(内縁を含む。)をしたとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - (ウ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - (エ) 離縁によって死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - (オ) 18歳に達したとき……その事実を認めることのできる書類
 - (カ) 障害の事情がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - (キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、奨学援助金に係る在学者等である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき……その事実を証する書類
 - (ク) 在学者等に係る学資等の支弁が困難でなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
- (2) 奨学援助金に係る在学者等について、次に掲げる事由が生じたとき
- ア 在学又は在校しなくなったとき……死亡したため在学又は在校しなくなったときは死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - ウ 婚姻(内縁を含む。)をしたとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - エ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - オ 離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - カ 高等専門学校の第4学年に進級したとき……在学を証明する書類
 - キ 休学又は停学処分を受けたこと等により奨学援助金の支給を受ける必要がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
- (3) 奨学援助金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は奨学援助金に係る在学者等の氏名、住所、学校名の名称若しくは学校等の所在地に変更があったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類

福祉様式第21号(第31条, 第32条関係)

- 就労保育援護金定期報告書
 就労保育援護金に関する異動報告書

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		承認番号	
茨城県市町村総合事務組合長 殿 下記のとおり <input type="checkbox"/> 就労保育援護金受給に関する現状 <input type="checkbox"/> 就労保育援護金受給に関する異動 を報告します。		年 月 日 市 町 村 印 受給権者の 住 所 氏 名 印	
消防団員又は水防団員の氏名			
事 故 発 生 日	年 月 日	傷病等級該当, 治ゆ 又は死亡した日	年 月 日
傷 病 等 級	第 級 号	年金支払決定番号	
就 労 保 育 援 護 金 定 期 報 告	就労している者の氏名	生年月日	年 月 日生
	就労している者の住所	受給権者との 続柄又は関係	
	就労している会社等の名称・所在地		
保 育 児 関 係 事 項	ふりがな氏名	生年月日(歳)	受給権者との続柄
		年 月 日(歳)	受給権者と生計を同じくしているか
		年 月 日(歳)	いる・いない
		年 月 日(歳)	いる・いない
		年 月 日(歳)	いる・いない
請求者と消防団員又は水防団員の続柄			
承 認 され た 就 労 保 育 援 護 金 の 支 給 開 始 年 月	保 育 児 氏 名		支 給 開 始 年 月
			年 月
			年 月
			年 月
就 労 保 育 援 護 金 に 関 する 異 動 報 告	異動内容		
	異動した者の氏名	異動年月日	年 月 日
	備考		

注意事項

- 1 この報告書は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、提出するものであること。
- 2 「承認番号」の欄には、組合が送付した就労保育援護金決定通知書の承認番号を記入すること。
- 3 「保育所等の名称」及び「保育所等の所在地」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。
- 4 この報告書に添付する書類
 - (1) 保育児が保育所等に預けられていることを証する書類
 - (2) 生計を同じくしている者が就労していることを証する書類
 - (3) 就労している者が保育児と生計を同じくしていることを証する書類
- 5 「異動内容」の欄には、次の各号に掲げる事由の生じたときに、その状況を記入し、当該各号に定める書類を添付すること。ただし、この報告書の提出前に既に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 就労保育援護金の支給を受けている者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 就労保育援護金の支給を受けている者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (イ) 障害の程度に変更が生じ障害の事情がなくなったとき又は障害等級が第4級以下になったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - イ 就労保育援護金の支給を受けている者が遺族補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (イ) 婚姻(内縁を含む。)をしたとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - (ウ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

- (エ) 離縁によって死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - (オ) 障害の事情がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれらに代わる書類又はこれらの写し
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、就労保育援護金に係る保育児である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
- (2) 就労保育援護金に係る必要がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
- ア 保育所等に預ける必要がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - イ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
 - ウ 離縁によって、第11条第1項第2号に掲げる者又は同項第3号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書
- (3) 就労保育援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は就労保育援護金に係る保育児の氏名、住所、保育所等の名称若しくは保育所等の所在地に変更があったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類

福祉様式第22号(第33条関係)

福祉事業記録簿															事故年度	年度					
承認番号																					
消水防団員	種別	年金支払決定番号	氏名	住所	所属市町村名																
団員	<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員																				
事故発生日	年	月	日	傷病名	<input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 障害	等級	第	級	号	治	ゆ	年	月	日	年	月	日	死亡年月日	年	月	日
新規・修理・再支給	名称		個数	支給額	支給年月日	旅行費		支給年月日	備考												
				円	・	円		・													
				円	・	円		・													
				円	・	円		・													
<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償年金 <input type="checkbox"/> 在学者等又は保育児の氏名	開始年月日	(年 月 日から)			(年 月 日から)			(年 月 日から)			(年 月 日から)										
	受給権者氏名(続柄)	(姓)			(姓)			(姓)			(姓)										
	在学者等又は保育児の氏名	生年月日(年齢)	団員との続柄	学校・保育所等の別	名称	学年又は年齢	月	額	支給開始年月日	支給終了予定年月日	支給変更年月日	支給変更事由	備考								
	<input type="checkbox"/> 奨学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 費 <input type="checkbox"/> 支 <input type="checkbox"/> 給	・	・	小学校				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
				中学校				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
				高等学校				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
				大学				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
	<input type="checkbox"/> 奨学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 費 <input type="checkbox"/> 支 <input type="checkbox"/> 給	・	・	保育所等				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
				小学校				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
				中学校				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
				高等学校				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
	<input type="checkbox"/> 奨学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 費 <input type="checkbox"/> 支 <input type="checkbox"/> 給	・	・	大学				円	年	月	日	年	月	日	年	月	日				
保育所等							円	年	月	日	年	月	日	年	月	日					
小学校							円	年	月	日	年	月	日	年	月	日					
中学校							円	年	月	日	年	月	日	年	月	日					

旅 行 費 (承認番号)			□外科後処置費 □奨学援助金		□リハビリテーション費 □就労保育援助金			□アフターケア費 (承認番号)				
支給年月日	支給額	種別	回	支給年月日	期間	支給額	累計	回	支給年月日	期間	支給額	累計
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
・ ・	円	リハビリ・補装具		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
特別支給金等(一時金)	支給年月日	支給額		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□傷病特別支給金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□障害特別支給金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□遺族特別支給金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□障害特別援助金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□遺族特別援助金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□障害特別給付金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□遺族特別給付金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□障害差額特別給付金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円
□長期家族介護者援助金	・ ・	円		・ ・	～	円	円		・ ・	～	円	円

福祉様式第24号(第33条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		傷病特別給付金記録簿					事故年度	年度
ふりがな氏名						住所		
所属市町村名				事故発生日	年 月 日	傷病等級該当日	年 月 日	
傷病等級	第級号	傷病の名称・部位及びその状態			事故種別			
年金支払決定番号					特殊公務災害	該当	非該当	
補償基礎額	円	年 月から	年 月から	年 月から	年 月から	年 月から	年 月から	
支給開始年月	年 月	支給制限実績の有無	有			最初の改定年月日 (. .)	無	
傷病特別給付金の年額								
支給改定年月日	年金支給額及びその算式	各期の支給額	摘要	支給改定年月日	年金支給額及びその算式	各期の支給額	摘要	
年 月 日		円		年 月 日			円	
年 月 日		円		年 月 日			円	
年 月 日		円		年 月 日			円	
年 月 日		円		年 月 日			円	
年 月 日		円		年 月 日			円	
年 月 日		円		年 月 日			円	

・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		

福祉様式第25号(第33条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		障害特別給付金記録簿(年金)					事故年度	年度
ふりがな氏名						住所		
所属市町村名				事故発生日	年 月 日	治ゆした日	年 月 日	
障害等級	第 級 号	障害の部位及びその程度			事故種別			
年金支払決定番号				特殊公務災害		該当	非該当	
補償基礎額	円	年 月から	円	年 月から	円	年 月から	円	
支給開始年月	年 月	支給制限実績の有無	有		最初の改定年月日 (. .)	無		
障害特別給付金の年額								
支給改定年月日	年金支給額及びその算式	各期の支給額	摘要	支給改定年月日	年金支給額及びその算式	各期の支給額	摘要	
年 月 日		円		年 月 日		円		
年 月 日		円		年 月 日		円		
年 月 日		円		年 月 日		円		
年 月 日		円		年 月 日		円		
年 月 日		円		年 月 日		円		
年 月 日		円		年 月 日		円		

年	月	日	円		年	月	日	円	
支給年月日	支給期間	支給額	累計	摘要	支給年月日	支給期間	支給額	累計	摘要
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		

• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		
• •	:	円			• •	:	円		

福祉様式第26号(第33条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		遺族特別給付金記録簿(年金)						事故年度	年度			
ふりがな氏名		住所										
所属市町村名		事故発生日		年	月	日	死亡した日	年	月	日		
傷病名		事故内容										
年金支払番号		事故種別				特殊公務災害		該当		非該当		
補償基礎額		円	年	月	から	円	年	月	から	円		
支給開始年月		年	月	日	年	月	から	円	年	月	から	円
受けることができる遺族	受給権者	氏名	生年月日	死亡者との続柄	障害の有無	年金支払事由発生日	資格の変動の年月日	変動の事由	その他	摘要		
	1		年	月	日生			年	月	日		
	2		年	月	日生			年	月	日		
	3		年	月	日生			年	月	日		
	4		年	月	日生			年	月	日		
	5		年	月	日生			年	月	日		
	6		年	月	日生			年	月	日		
	7		年	月	日生			年	月	日		

遺族特別給付金の年額									
支給改定 年月日	年金支給額及び その算式	各期の支給額	摘要	支給改定 年月日	年金支給額及び その算式	各期の支給額	摘要		
年月日		円		年月日		円			
年月日		円		年月日		円			
年月日		円		年月日		円			
年月日		円		年月日		円			
年月日		円		年月日		円			
年月日		円		年月日		円			

支給年月日	支給期間	支給額	累計	摘要	支給年月日	支給期間	支給額	累計	摘要
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		

・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		
・ ・	:	円			・ ・	:	円		